

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

目次

○規 則 鳥取県皇族奉迎本部設置規則

○訓 令 鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程

## 規 則

鳥取県皇族奉迎本部設置規則をここに公布する。

昭和四十一年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

鳥取県皇族奉迎本部設置規則

(皇族奉迎本部の設置)

第一条 皇族のご来県をいただき、第八回国立公園大会を実施するに当たり、これに関する事務を円滑に処理するため、鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)第三条の規定に基づき、臨時に鳥取県皇族奉迎本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 本部は、国立公園大会(以下「大会」という。)及び県内御視察についての企画、立案及び実施に関する事務を処理する。

(組織)

第三条 本部に、次の各号に掲げる部を置き、それぞれ当該各号に定める事務を分掌させる。

一 総務部

イ 奉迎事務の總括に関する事項

ロ 各部間の連絡調整に関する事項

ハ 宮内庁その他奉迎関係機関との連絡に関する事項

ニ 御日程の作成及び御視察場所の選定に関する事項

ホ 御泊所及び御昼食所の設備に関する事項

ヘ 御宿泊及び御昼食に関する事項

ト 御説明に関する事項

チ 配帳及び拝謁に関する事項

リ 自動車お礼及び列外車の編成に関する事項

ヌ 供奉員・随従員に関する事項

ル 奉迎関係文書の保存に関する事項

ヲ 報道活動の総合企画及び調整に関する事項

ワ 報道関係者に対する配車、宿泊及び昼食等の便宜供与に関する事項

項

カ 奉迎の配帳編集その他広報に関する事項

キ 物品の調達に関する事項

ク 車両の調達及び配車に関する事項

ケ 電話の架設に関する事項

コ その他他部の所管に属しない事項

二 大会部

- イ 大会の総合企画に関する事項
  - ロ 厚生省、財団法人国立公園協会その他大会関係機関との連絡に関する事項
  - ハ 大会式典その他の大会行事の運営に関する事項
  - ニ 大会会場の整備に関する事項
  - ホ 野外活動隊に関する事項
  - ヘ 大会招待者に関する事項
  - ト 大会奉仕者に関する事項
  - チ 大会場の整理に関する事項
  - リ 大会参加者の輸送及び車両の整理に関する事項
  - ニ 観光案内に関する事項
  - ル 前各号のほか、大会に関する事項
- 三 奉迎部
- イ 奉迎送事務の総括に関する事項
  - ロ 特別奉迎送者に関する事項
  - ハ 一般国民の奉迎送に関する事項
  - ニ 前各号のほか、奉迎送に関する事項
- 四 御視察部
- イ 御視察先との協議連絡に関する事項
  - ロ 御視察先の準備設営に関する事項
  - ハ 展示品御覧に関する事項
  - ニ 前各号のほか、御視察箇所を選定以外の御視察に関する事項
- 五 衛生部
- イ 奉迎関係者の食品衛生に関する事項

- ロ お成り先における環境衛生及び予防防疫に関する事項
  - ハ 看護に関する事項
  - ニ 前各号のほか、衛生に関する事項
- 六 上管部
- イ 御道筋の道路整備(大会会場内を除く。)に関する事項
  - ロ 駐車場の整備(大会会場内を除く。)に関する事項
  - ハ 御道筋の散水に関する事項
  - ニ 御道筋の道路及び駐車場の管理者との連絡に関する事項
  - ホ 前各号のほか、御道筋の道路及び駐車場に関する事項
- 第四条 次の表の上欄に掲げる部に、それぞれ中欄に掲げる班を置き、班にそれぞれ下欄に掲げる係を置く。
- | 大会配 | 部名    |       | 班名      |         | 係名      |         |
|-----|-------|-------|---------|---------|---------|---------|
|     | 部     | 班     | 部       | 班       |         |         |
| 大会配 | 給食    | 班     | 第一給食係   | 第二給食係   | 配膳係     |         |
|     |       |       |         |         |         | 第一給食係   |
|     | 衛生    | 班     | 特別招待係   | 受付案内係   | 案内係     | 案内係     |
|     |       |       |         |         |         |         |
|     | 招待    | 班     | 特別招待係   | 受付案内係   | 案内係     | 案内係     |
|     |       |       |         |         |         |         |
|     | 給食    | 班     | 第一給食係   | 第二給食係   | 配膳係     | 配膳係     |
|     |       |       |         |         |         |         |
|     | 大会場整備 | 班     | 第一会場整備係 | 第二会場整備係 | 第一会場整備係 | 第二会場整備係 |
|     |       |       |         |         |         |         |
| 整理  | 班     | 整理係   | 第一会場整備係 | 第二会場整備係 | 整理係     |         |
|     |       |       |         |         |         | 整理係     |
| 輸送  | 班     | 第一輸送係 | 第二輸送係   | 第一輸送係   | 第二輸送係   |         |
|     |       |       |         |         |         | 第一輸送係   |

奉迎部	御視察部		衛生部		工営部	
	班	係	班	係	班	係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係
奉迎班	第一奉迎係	第二奉迎係	衛生班	予防疫係	給食班	給食係

- 2 班及び係の分掌事務は、知事が別に定める。
- (職制)
- 第五条 本部に、本部長及び副本部長を置き、それぞれ知事及び出納長をもつて充てる。
- 3 部に部長を、班に班長を、及び係に係長を置く。ただし、必要がある場合は、部に副部長若しくは部付を、班に副班長を、又は係に主任を置くことができる。
- (雑則)
- 第六条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- 附則
- この規則は、公布の日から施行する。
- 訓令
- 鳥取県訓令第七号
- 鳥取県民族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を次のとおり定める。
- 昭和四十一年六月一日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- (記号)
- 第一条 鳥取県民族奉迎本部で取り扱う文書に付する記号は、別表のとおりとする。
- (記名)
- 第二条 公文の記名は、本部長、副本部長又は主務部長名を用いるものとする。
- 附則
- この訓令は、昭和四十一年六月一日から施行する。

別表			衛生部		
総務部	総務課	本総務	総務課	本総務	本総務
企画部	企画課	本企画	企画課	本企画	本企画
財政部	財政課	本財政	財政課	本財政	本財政
建設部	建設課	本建設	建設課	本建設	本建設
農林部	農林課	本農林	農林課	本農林	本農林
商工部	商工課	本商工	商工課	本商工	本商工
社会教育部	社会教育課	本社会教育	社会教育課	本社会教育	本社会教育

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥

取

（定価一冊二圓三月三圓）

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
その翌日に当り)  
の翌日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

告示  
昭和三十九年度に許可すべき保安林の立木の皆伐面積の  
限度  
ゴルフ場に係る娯楽施設利用税の税率の等級

## 告示

鳥取県告示第二百八十号  
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の  
規定により、昭和四十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につ  
き森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可を  
すべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十一年六月一日

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の 所在場所	皆伐面積 の限度	単位 区域名
土砂流出防備保安林	八頭 若松	〇、二二若松	〇、二二若松
	三、三六智頭		

水原かん養保安林	倉吉	倉吉	三六六、二七	倉吉
土砂流出防備保安林	東伯	東伯	四一、七五	東伯
	三朝	三朝	一七、一三	三朝
	関金	関金	一七、八四	関金
	倉吉	倉吉	二〇、一八	倉吉
	東伯	東伯	一六、七〇	東伯
干害防備保安林	西伯	大山	二、一八	官内、坊領
	西伯	官内	〇、〇六	門野
	米子	赤松	二、二〇	孝靈山ほか
	西伯	長田	〇、八二	法勝寺
	西伯	法勝寺	〇、一〇	大谷奥
水原かん養保安林	西伯	全町村	三七一、五七	地米区子
土砂流出防備保安林	西伯	全町村	四、〇二	大山
	西伯	中山	〇、三七	中山
	西伯	会見	〇、一〇	米子
	西伯	岸本	一、三二	会見
	西伯	西伯	四、六六	岸本
	日野	溝口	三、六二	西伯
	江府	江府	四、三二	溝口
	江府	江府	二、四四	江府
	西伯	官内	二、一八	坊領